

香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に 関する条例

平成20年2月21日

条例第4号

改正 平成21年4月1日条例第10号
平成21年5月28日条例第11号
平成21年10月27日条例第13号
平成22年10月29日条例第10号
平成23年3月25日条例第4号
平成23年3月30日条例第5号
平成24年3月30日条例第8号
平成25年2月25日条例第2号
平成27年3月3日条例第4号
平成28年2月26日条例第6号
平成28年10月31日条例第16号
平成31年3月1日条例第2号
令和3年2月25日条例第1号
令和4年2月25日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）その他別に定めのあるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬、再生及び処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」及び「産業廃棄物」並びに「特別管理産業廃棄物」とは、法第2条各項に掲げるものをいう。

(一般廃棄物処理計画の告示)

第3条 組合が法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画は、管理者が、構成市町の組合区域（以下「組合区域」という。）、種類

及び収集並びに処分の方法を定めて毎年度初めに告示する。

(一般廃棄物の処理基準)

第4条 法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画の区域内の土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）がその土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。）第3条の規定に準じて処理しなければならない。

(一般廃棄物処理業の受託申請)

第5条 一般廃棄物の収集及び運搬の受託者になろうとする者は、法第6条の2第2項の規定に基づき次の各号に掲げる事項を記載した申請書に必要書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 本籍、住所、氏名及び生年月日（法人にあつてはその名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 運搬車、その他の作業用具の種類及び数量
- (4) 従業員の数及び1日の処理能力
- (5) 収集及び運搬方法並びに作業計画
- (6) 資産の状況等
- (7) その他規則で定める事項

(受託申請事項の変更)

第6条 前条に規定する受託申請事項に変更が生じた場合は、当該事由が生じた日から5日以内に管理者へ変更届出書を提出しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第7条 一般廃棄物の収集、処分に関し、占有者から次の各号に掲げる手数料を徴収する。

- (1) 香取市、神崎町、東庄町に係る浄化槽汚泥処理手数料は、別表第1に定める額とする。
- (2) 香取市、神崎町、東庄町に係るし尿処理手数料は、別表第2に定める額とする。
- (3) 香取市、神崎町、多古町及び東庄町に係るごみ処理手数料は、別

表第3に定める額とする。

(4) 香取市、東庄町の指定袋に係る可燃ごみ処理手数料は別表第4に定める額とする。

(手数料の徴収の方法等)

第8条 第7条の規定による手数料の徴収方法等は、別に規則で定める。

(手数料の督促及び滞納者に対する措置)

第9条 管理者は、この条例による手数料の督促をしようとするときは、その納入期限について少なくとも10日の期間を設けるものとする。

2 第7条に規定する手数料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促を受けた者（以下「手数料滞納者」という。）が同項の規定により指定された期限までにその納入すべき金額を納入しないときは、当該手数料が納入されるまでの間、その者に係るし尿の収集その他の業務を一時中止することができる。この場合において管理者は、当該中止をしようとする日の少なくとも10日前までにその旨を手数料滞納者に告知しなければならない。

3 管理者は、前項の規定によりし尿の収集その他の業務を中止した場合において、手数料滞納者が当該滞納に係る手数料を納入したときは、速やかにその者に係る中止を解除し、し尿の収集その他の業務を開始する措置を講じなければならない。

(手数料の減免)

第10条 管理者は、天災その他の事情やむを得ないと認めた者に対しては手数料を減免することができる。

(技術管理者の資格)

第11条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると管理者が認める者
(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この条例の適用の日の前日までに、解散前の北総西部衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成4年北総西部衛生組合条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(香取広域市町村圏事務組合衛生手数料条例の廃止)
- 3 香取広域市町村圏事務組合衛生手数料条例（平成4年香取広域市町村圏事務組合条例第4号）は廃止する。

附 則（平成21年4月1日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成21年4月1日の前日までに、解散前の香取市東庄町清掃組合手数料条例（昭和37年香取市東庄町清掃組合条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年5月28日条例第11号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年10月27日条例第13号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月29日条例第10号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第3第1項の改正規定は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月25日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第7条第3号本文の改正規定及び別表第3第1項の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年香取広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「新条例」という。）第7条第3号及び別表第3第1項の規定は平成22年4月1日から適用する。この場合において、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間においては、新条例第7条第3号の規定中、「規約別表第6に掲げる区域」とあるのは「香取市及び東庄町の全域」と読み替えるものとする。

附 則（平成23年3月30日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月25日条例第2号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日条例第4号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月31日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る浄化槽汚泥処理手数料について適用し、同日前の期間に係る浄化槽汚泥処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に係る浄化槽汚泥処理手数料の額は、新条例別表第1の規定にかかわらず、1リットル

につき、3円とする。

附 則（平成31年3月1日条例第2号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日条例第2号）

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1（第7条第1号）

浄化槽汚泥処理手数料

| |
|-------------|
| 1リットルにつき 4円 |
|-------------|

別表第2（第7条第2号）

し尿処理手数料

| 取扱区分 | 手数料 |
|------|--|
| 一般 | 1リットルにつき 11円 |
| その他 | 収集量300リットルまでの仮設トイレ1基につき 3,300円 収集量300リットルを超える仮設トイレ1リットル につき 11円 |

別表第3（第7条第3号）

ごみ処理手数料

| 取扱区分 | | 手数料 |
|-------|------------------------------|-----------------|
| 可燃物処理 | 自ら可燃物処理施設に搬入するとき | 10キログラムにつき 200円 |
| | 許可業者及びその他の事業者が可燃物処理施設に搬入するとき | 10キログラムにつき 300円 |
| 不燃 | 自ら不燃物処理施設に搬入するとき | 10キログラムにつき 200円 |

| | | |
|-------------|------------------------------|-----------------|
| 物 処 理 | 許可業者及びその他の事業者が不燃物処理施設に搬入するとき | 10キログラムにつき 300円 |
|-------------|------------------------------|-----------------|

備考

搬入された一般廃棄物が、10キログラム未満であるときは、10キログラムとして計算するものである。

別表第4（第7条第4号）

指定袋に係る可燃ごみ処理手数料

| 種 別 | 単 位 | 金 額 |
|------------|----------|-----|
| 指定袋 40リットル | 指定袋1枚につき | 30円 |
| 指定袋 25リットル | 指定袋1枚につき | 20円 |
| 指定袋 15リットル | 指定袋1枚につき | 15円 |